

十一

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期におきる利息の支払は、その日の以前六月間に屬す。

額面金額又は登録金額 × $\frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$

す 次 そ が 金 と 平 年 額 平 円 五
る 号 の 銀 額 し 成 ○ 面 成 、 万
期 及 翌 行 を 、 十・金 十一 円
日 び 営 休 支 次 五 三 額 四 億 、
に 第 業 業 払 の 年 パ 百 年 円 十
つ 十 日 日 う 算 六 一 円 十 万
い 二 に に 。 式 月 セ に 二 月 二
て 号 支 当 た に 二 ン つ 十 億 、
同 に 払 た だ よ 十 ト き 百 万
じ お う る し り 日 円 の 六 種
. い へ と 、 算 を 二 錢
て 以 き 支 出 支 払 千 万
規 下 は 払 し 払 期 期

十 十 十
六 五 四 三 二

払込期日	募集期間	払場所	元利金支額	償還定期限
------	------	-----	-------	-------

額面金額百円につき百円
日本銀行の本店、支店、代理店、
代理店及び国債元利金支払
取扱店並びに取扱郵便局
平成十四年十二月六日から平成
十四年十二月十六日まで